

## 豊明市観光協会規約

(名称)

第1条 本会は、豊明市観光協会と称し、事務所を豊明市役所経済建設部産業支援課内に置く。

(目的)

第2条 本会は、観光施設の開発整備を促進し、観光行事等の紹介、宣伝を行い、観光客の誘致を図り市の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 観光資源の調査研究
- (2) 観光行事の促進並びに、宣伝・紹介
- (3) 観光事業に関する情報
- (4) 観光事業団体との連絡
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員の資格)

第4条 本会の会員は、市内観光事業に関係ある団体並びに、本会の趣旨に賛同する団体又は個人等をもって組織する。

2 前項に規定する会員は、次の各号に掲げる会費を納入し、その額は1口以上とする。

- (1) 一般会員 年額 3,000円(1口)
- (2) 特別会員 年額10,000円(1口)

(役員数)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以内(うち1名常任理事)
- (2) 監事 2名

2 この会に会長1名、副会長2名を置く。

- 3 会長、副会長は理事の互選とする。
- 4 理事、監事は評議員中又は学識経験者の中から評議員会において選任する。
- 5 理事の中から1名常任理事を置き、豊明市経済建設部長の職にあるものを、これにあてて。

(理事会)

第6条 この会の事業等の決定は、理事会によって行う。

- 2 理事会は、会長が招集する。
- 3 理事会に議長を置き、会長をもって充てる。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長の事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 常任理事は、会務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を組織して会務の運営に関する事項を審議する。
- 5 監事は、本会の業務の執行及び会計の状況を監査する。

(評議員会)

第8条 評議員会は、特別会員をもって組織する。

- 2 評議員会は、会長が招集し、議長は会長をもって充てる。

(評議員会の権限)

第9条 次に掲げる事項について、理事会の承認を経て評議員会の議決を得なければならない。

- (1) 予算、事業計画及び決算
- (2) その他事業等に関する重要事項で会長が必要と認めた事項

(役員、評議員の任期)

第10条 役員、評議員の任期は、2年とする。ただし再任することができる。

- 2 補欠の役員、評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長)

第11条 本会に名誉会長を置く。

2 名誉会長は、豊明市長とする。

(顧問、相談役)

第12条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

2 顧問、相談役は会長が委嘱する。

3 顧問は理事会に参画することができる。

(委員会)

第13条 本会に委員会を置くことができる。

2 委員会は、専門的事項について会長の諮問に応じ又は意見を具申する。

(事務局)

第14条 本会の事務局に職員を置き、出納事務及び会務を処理する。

(会議)

第15条 本会の会議は、評議員会及び理事会とする。

2 評議員会は、年1回これを開催し、収支予算、決算、事業計画等を審議する。ただし、会長において必要と認めるときは臨時評議員会を招集することができる。

3 会議の議事は、出席者の過半数の同意を得てこれを決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

(規約の変更)

第16条 本会の規約は、評議員会の決議を経てこれを変更する。

(経費)

第17条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金等をもって充てる。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第19条 本規約に定めのないその他のことに関しては、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、議決の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、議決の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成2年6月4日）

この規約は、議決の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成7年5月17日）

この規約は、議決の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年5月17日）

この規約は、議決の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成16年5月25日）

この規約は、議決の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月17日）

この規約は、議決の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。